

(様式1)

受付		課長	副課長	開発係	係長	係員	担当者	月	日	開発審査課
				係長	調査					

## 事前相談書 (市街化区域用)

次の開発事業の計画について、都市計画法第29条第1項の規定又は小田原市開発事業の手続き及び基準に関する条例に該当するか、相談します。

整理番号	—			地図ページ	西・東P		
申請予定者	住所			代理人	住所		
	氏名				氏名		
	TEL ( )			設計者	氏名		
	TEL ( )			工事施行者	氏名		
開発区域の地名・地番	小田原市						
地域・地区	用途地域	地域		宅地造成等規制区域	内・外		
	その他の地域地区			土砂災害特別警戒区域	内・外		
予定建築物	用途						
	戸・区画数		階数		棟数		
設計の方針 <small>(開発の目的、造成計画、排水計画、公共施設の配置計画等を記入)</small>							
土地利用及び公共施設の整備計画	区分	宅地	公共の用に供する用地			その他	計
	面積	m <sup>2</sup>	道路用地	公園用地	排水施設用地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
添付図書	<input type="checkbox"/> 案内図		<input type="checkbox"/> 現況図		<input type="checkbox"/> 公図の写し		
	<input type="checkbox"/> 土地の登記簿謄本の写し		<input type="checkbox"/> 土地利用計画図(排水計画含む)		<input type="checkbox"/> 造成計画平面図		
	<input type="checkbox"/> 境界確定図		<input type="checkbox"/> 予定建築物平面図		<input type="checkbox"/> 予定建築物立面図		
備考							

提出先：小田原市 開発審査課 審査係 電話 0465-33-1444

開発行為等に関する事前相談書の添付書類の解説

図面	縮尺	記載内容
案内図	1/50,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位、道路及び目標となる地物を記入してください。</li> <li>開発区域を明示（赤枠）してください。</li> </ul>
現況図	1/2,500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況地盤高さ及び高低差を記入してください。</li> <li>開発区域内の既存建築物及び擁壁等の既存工作物や隣地境界構造物等を明示し、開発区域周辺の道路、公園、河川その他公共施設の位置、形状、幅員、名称、種別等を記入してください</li> </ul>
公図の写し	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域を明示（赤枠）して、地目及び所有者名を記入してください。</li> <li>周辺土地所有者についても調査のうえ記入してください。または、要約書の添付でも可能です。</li> </ul>
登記簿謄本の写し	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画地内の全ての土地登記簿謄本の写しを添付してください。</li> <li>登記情報提供サービスで取得した不動産登記情報でも可能です。</li> </ul>
土地利用計画図 （配置図）	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>前面道路幅員、建築基準法の道路種別、計画地盤高さ、隣地地盤高さ及び公共公益施設を明示してください。</li> <li>前面道路が建築基準法第42条第2項による道路の場合は、元道中心線、元道幅、みなし線及び後退幅員等を記載してください。</li> <li>新設道路計画、給・排水計画、駐車場、駐輪場、緑化計画、開発地及び隣地境界構造物等を明示してください。</li> </ul>
造成計画平面図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画地内の現況と計画地盤高さの高低差を基準点の高さ(BM)を統一して明示してください。</li> <li>事業計画地と隣接地及び道路との高低差がわかるよう明示してください。</li> <li>盛土部分は「赤色」、切土部分は「黄色」で色分けして表示してください。なお、30cm以上の切土盛土が500㎡以上となる場合は、当該部分の求積図を求めることがあります。</li> <li>30cm以上の切土・盛土が発生しない場合は、土地利用計画図に「30cm以上の切土盛土なし」等の記載に変えることも可能です。</li> </ul>
境界確定図	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>土木管理課で取得できる官民境界確定図を添付してください。</li> </ul>
平面図・立面図	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定建築物が専用住宅（一戸建ての住宅）以外の場合に添付してください。</li> </ul>